

平成28年2月10日
水管理・国土保全局

「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定について

～水辺の賑わいによる地域活性化のために民間事業者の
方々の知恵・ノウハウ・アイデアを積極的に活かします～

国土交通省は、「かわまちづくり」により、日本の水辺を更に魅力あるものにするために、以下の観点で「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定を行います。

【改定のポイント】

1. 河口から水源地まで幅広い地域で「かわまちづくり」の取組みを推進
2. 「かわまちづくり」の計画作成の段階から民間事業者が積極的に参画可能に
3. 市町村や民間事業者等が「かわまちづくり」の推進にあたり生じた課題等に対応する専用窓口を設置

また、この改定にあわせ今年度の「かわまちづくり計画」の募集を開始します。

「かわまちづくり」とは、地域活性化のために景観、歴史、文化及び観光基盤などの地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組みです。これまでに「かわまちづくり計画」は148箇所（H27.3末時点）登録しています。民間事業者が参画できることにより、全国各地でさらなる地域活性化につながる「かわまちづくり」が展開されることが期待できます。

身近な川や湖など、あなたのまちの水辺をもっと活用しませんか？

国土交通省は精一杯そのお手伝いをさせていただきます。

添付資料

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 別紙1 | 「かわまちづくり」支援制度実施要綱（参考：様式及び記載事例） |
| 別紙2 | 「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定概要 |
| 別紙3 | 「かわまちづくり」計画の作成等に関する専用窓口 |

問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

企画専門官 金縄 健一（内線35-442）

係長 臼井 義幸（内線35-445）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8447

FAX 03-5253-1603